



あわらし市企業支援制度



あわらし市商工労働課

あわら市について



工業地域位置図



あわら市は、福井県の最北端に位置し、北は石川県加賀市、南は坂井市に接しています。人口約27,000人。面積116.9km²。北部には北潟湖と丘陵地、中央部にJR芦原温泉駅と芦原温泉街を核とした2つの市街地、南部には穀倉坂井平野の一角を占める田園地帯、北陸自動車道を挟んで東部には刈安山、風谷峠、劔ヶ岳を結ぶ標高500～600mの山林地帯が位置しており、田園地帯と市街地を縫うように一級河川竹田川が流れています。

気候は、北陸地方の中でも比較的温暖で、5月から10月までの日照時間が東京よりも長いことなど、過ごしやすい気象環境となっています。冬季は、曇りや雪の降る日が多くありますが、近年、積雪は少なく、豪雪北陸のイメージとは程遠いものとなっています。

豊かな自然と人との共生する空間「北潟湖畔」。日々新たな創造が生まれ、感性が磨かれる「金津創作の森」。140年余りの歴史を持つ関西の奥座敷「あわら温泉」。

あわら市は、「ゆうゆう」とした自然、風土、歴史、文化をもち、「いやし」と「創作」の魅力があふれています。また、令和6年3月16日に北陸新幹線「芦原温泉駅」開業し、大きく飛躍するチャンスを迎えています。

金津中部工業団地



団地概要	あわら市街の南東に位置し、平坦な農村地帯である。当団地の2.3kmには産業関連、旅客運送及び観光の拠点であるJR芦原温泉駅がある。また、2kmには国道8号線が南北に走り、北陸自動車道金津ICへは5km、丸岡ICへは6kmで接続しており、交通事情は極めて良好である。	
所在地	福井県あわら市伊井	
規模	団地面積 39.6ha	現在立地可能面積 3.1 ha
地域の指定	工場適地・誘導地域	
優遇制度	市企業立地促進条例に基づく助成	
公害防止等	必要である場合は、市と公害防止協定を締結する	

菅野工業地域



団地概要	あわら市街の南東に位置し、平坦な農村地帯である。当団地の1kmには産業関連、旅客運送及び観光の拠点であるJR芦原温泉駅がある。また、2kmには国道8号線が南北に走り、北陸自動車道金津ICへは5km、丸岡ICへは6kmで接続しており、交通事情は極めて良好である。また、当該地域の東西を結ぶ、新しい県道も新設されることが決定している。	
所在地	福井県あわら市菅野	
規模	現在立地可能面積	76ha
用途地域	工業地域	
優遇制度	市企業立地促進条例に基づく助成	
公害防止等	必要である場合は、市と公害防止協定を締結する	

企業立地促進条例助成金

助成金等の名称	助成対象経費	交付要件		助成金等の額及び1回当たりの限度額
		形態	投下固定資産総額及び新規雇用者数	
企業立地助成金	工場等建設に伴う次の投下固定資産の合計額 (1) 土地の取得費及び造成費 (2) 工場等の建設費 (3) 償却資産の設置費 工場等建設用地内の環境整備に係る経費 (1) 緑化施設 (2) 消融雪設備	新設増設	(1) 投下固定資産総額2億円以上 (2) 新規雇用者又は転属者(以下「新規雇用者等」という。) 2人以上 (3) 別に定める交付期間内において、新規雇用者等の人数が限度額算定の対象となった人数(助成金等の額及び1回当たりの限度額の欄第3項の場合にあっては、その最低人数)を下回った場合は、当該下回った時から1年以内に新規雇用者等に相当する者をもって補充すること。	1 助成対象経費の10%以内(別に定める地域に工場等新設又は増設を行おうとする場合にあっては、20%以内) 2 3億円を上限とする。
雇用促進奨励金		企業立地助成金を交付する企業		1 あわら市内に住所を有する新規雇用者1人1年につき30万円(2年目以降は10万円)とし、交付期間は3年以内とする。 2 転属者1人1年につき15万円(2年目以降は5万円)とし、交付期間は3年以内とする。 3 一の事業者に対する交付総額は1億円を限度とする。
環境整備助成金	周辺の環境整備に係る経費 (1) 道路、橋梁及び用排水路 (2) その他市長が認めるもの	企業立地助成金に該当する企業		対象経費総額の30%以内で1億円を限度とする。

勤労者定住促進事業補助金 (社宅賃借料補助制度)

目的	市外から転入した社員に借家等を貸し付けて雇用する市内企業を助成することにより、市内への定住促進を図り、地域を活性化する。		
要件	補助対象となる企業	社員（交付算定対象者）	
	①市内で操業している企業（営利を目的とする事業を継続的に営む法人又は個人をいう。）であること。	①他の市町村から転入し、本市に住民記録等をしていること。ただし、本市に住民記録等をした者が、本市を転出後5年以内に再度転入し住民記録等をする場合は除く。	
	②市内で借家等を賃借し、社員に有償又は無償で貸し付けていること。	②転入の日において、企業に雇用されていること。又は、転入の日から1月以内に企業に雇用されていること。	
	③市税等を滞納していないこと。	③雇用保険法に規定する被保険者として届出されていること。	④市税等を滞納していないこと。
助成の内容	助成金の名称	助成額	助成限度額
	勤労者定住促進事業補助金	10,000円/月/1世帯	36月以内

	あわら市 市内企業等拠点拡充事業補助金 (R5.7.1～)	
助成内容	①本社機能の移転又は拡充を行う市外事業者 補助率：20%、上限1億円 ※本社機能：事務棟、研究所、研修所等 ②対象施設を新設・増設しようとする市内及び市外事業者 補助率：10%、上限2,000万円 ※①と②の併用は可能とする	
①対象地域	市内全域	補助対象経費は、 ○土地の取得費・造成費 ○建設費 ○償却資産の設置費
②対象業種	業種指定なし ただし、経営を開始して3年以上経過している事業者とする。	
③対象施設	工場、試験研究施設、物流施設、本社機能施設、旅館業の施設、飲食サービス業の施設、情報通信業の施設、専門・技術サービス業の施設 ※新設、増設が対象	
④投資額	投下固定資産総額：2,000万円以上	
⑤雇用	①新規雇用者等2人以上 ② " 1人以上	フルタイム・パートの別なく、市外在住者及び市外施設からの転属者も可とする。